

岩手県告示第204号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、県営住宅又は県営特定公共賃貸住宅を退去した者が滞納している家賃及び駐車場利用料の収納に関する事務を平成21年2月19日次の者に委託した。

平成21年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

受託者	
住 所	名 称
東京都港区芝浦三丁目16番20号	ニッテレ債権回収株式会社